

告 示 第 5 5 6 号

令和 7 年 4 月 1 8 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を希望する者は、下記要領により、企画提案競技申込書を提出してください。

記

1 業務の概要

- (1) 鹿児島市中央卸売市場魚類市場輸出促進協議会への継続した情報提供や、魚類市場の専属輸出相談窓口として輸出全般に係る支援業務を行うもの
- (2) 海外輸出への成約を目指し、鹿児島市中央卸売市場魚類市場輸出促進協議会で各種商談会等へ参加する際の、手続き等の代理業務や商談サポート等の支援業務を行うもの

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) この告示の日（以下「告示日」という。）から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 3 月 2 7 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (6) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされてる者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係及び人的関係がないこと。
- (8) 告示日現在において、本市内に本店を有している法人であること。
- (9) 令和７年４月１日現在、本市において引き続き１年以上の営業実績があり、かつ、平成３１年４月１日から令和７年３月３１日までの間において、鹿児島県産の水産物の海外への輸出実績があること。

3 提出要領

(1) 受付期間

告示日から令和７年５月７日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を各１部ずつ提出すること。

ア 企画提案競技参加申込書（様式１）

イ 事業者の概要（様式２）

ウ 業務実績書（様式３）

エ 市税納付証明書又は滞納がないことの証明書

オ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その３）（写し可）

カ 商業登記簿謄本（写し可）

キ 印鑑証明書（原本）及び使用印鑑届（様式４。使用印鑑届は、印鑑証明書と同じ印鑑を使用する場合は不要）

(4) 提出方法

直接持参

(5) 提出先及び問い合わせ先

鹿児島市城南町３７番地２

鹿児島市中央卸売市場魚類市場管理事務所

電話 ０９９－２２３－０３１０

電子メール gyorui@city.kagoshima.lg.jp

4 その他

鹿児島市魚類市場輸出拠点構築推進事業支援業務委託契約に係る企画提案競技に関する参

加申込書その他必要な情報は、鹿児島市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。